

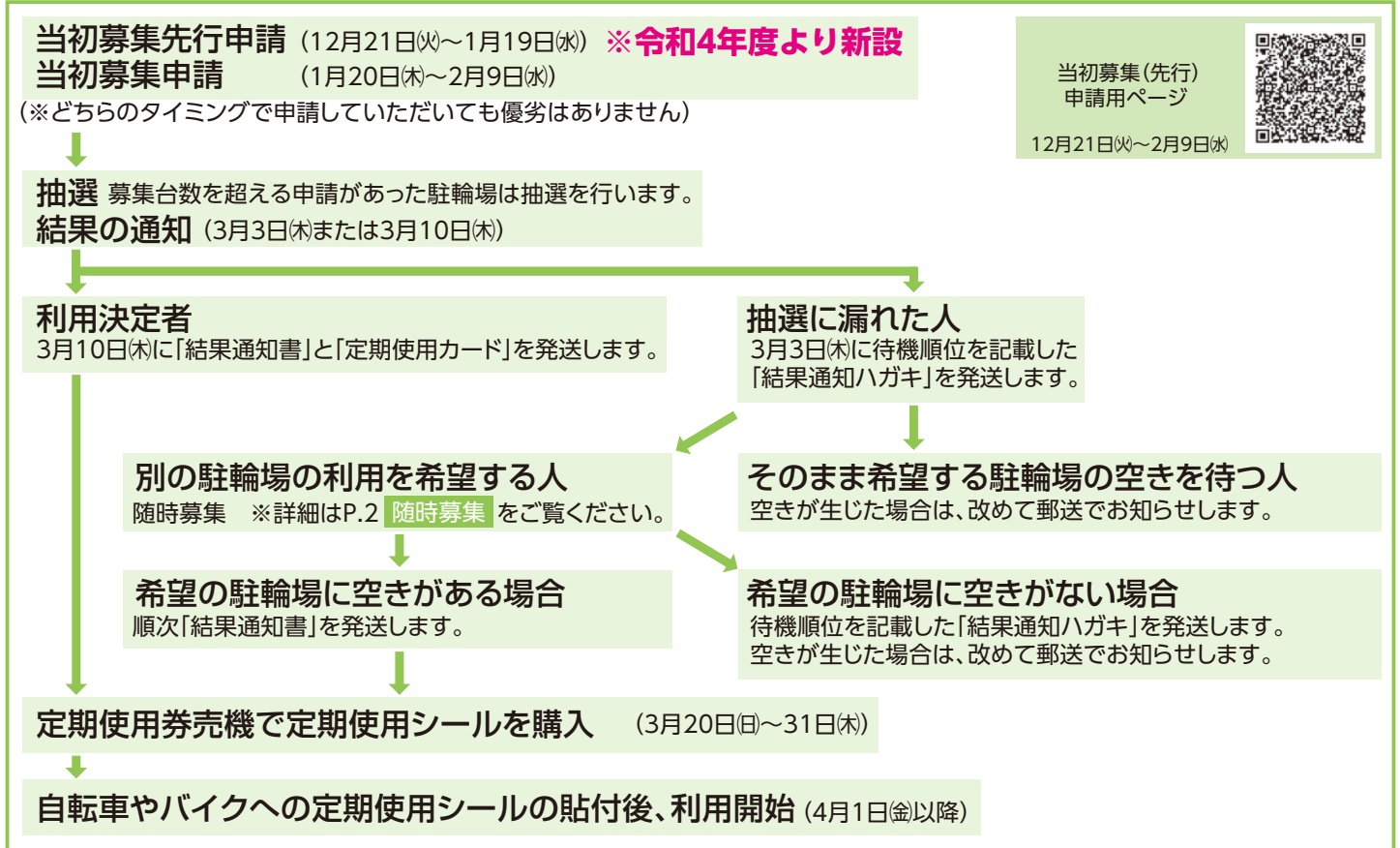
2022
(令和4)
年度

松戸市自転車駐車場 (駐輪場)利用案内

新型コロナウイルス感染症拡大
防止の観点からインターネット
での申請を推奨しています

現在定期利用している人・待機している人も、3月末日で利用・待機期間が満了となるため、新たに申請が必要です。
4月1日(金)利用開始分と5月1日(日)以降の利用開始分で申請手続きが異なりますので、本利用案内を熟読の上、申請してください。

4月1日(金)利用開始分の申請スケジュール



当初募集 対象 4月1日(金)から定期利用を希望する全ての人(抽選)

当初募集先行申請 (12月21日(火)～1月19日(水))

- インターネットでの申請のみです。
- 先行申請された方は、当初募集申請期間(1月20日(木)～2月9日(水))に申請する必要はありません。(先行申請後、申請情報に変更があった場合は新たに申請が必要です)

当初募集(先行)
申請用ページ
12月21日(火)～2月9日(水)



当初募集申請 (1月20日(木)～2月9日(水))

パンフレット・申請書の配布場所	指定駐輪場(P.3 ★駐輪場コード・募集台数表 参照)の管理棟、または有人管理を行っている駐輪場(松戸駅東口相模台駐輪場は除く)
申し込み方法 ※右のいずれかの方法で申し込んでください	①インターネット申請(詳細は上記QRコードから) ※メールアドレス必須
	②指定駐輪場(P.3 ★駐輪場コード・募集台数表 参照)管理棟の回収ボックスに申請書を投函(設置時間 7時～19時30分)
	③交通政策課へ申請書を郵送(2月9日(水)消印有効)まで

☆当初募集での抽選の流れ

- ①希望する駐輪場について、まず第1希望の駐輪場で申請者の選定処理を行い、定数を超えた場合はコンピュータによる無作為抽選を実施します。
- ②抽選により待機者となった場合、第2希望の駐輪場の申請状況を確認し、空きがない場合は第1希望の駐輪場で待機者登録となります。
- ③第2希望の駐輪場に空きがある場合、再度申請者を選定し定数を超えた場合は抽選を実施します。
- ④第2希望の抽選結果でも待機者となった場合、第1希望の駐輪場で待機者登録となります。ただしこの場合の待機順位は第1希望のみ記入した人より後ろの番号になります。

随時募集 対象 当初募集で落選または年度途中から定期利用を希望する人(先着順)

4月1日(金)利用開始分の申請期間は3月15日(火)～20日(日)

指定駐輪場(P.3 ★駐輪場コード・募集台数表 参照)の管理棟で、4月1日(金)利用開始分の申請を先着順で受け付けます。希望する駐輪場の空きの有無にかかわらず受け付けていますが、希望した駐輪場に空きが無い場合は、待機者となります。
※当該期間はインターネットでの申請は受け付けていません。また2月10日(木)から3月14日(月)までの申請は一切受理しません。

希望した駐輪場に空きがある場合

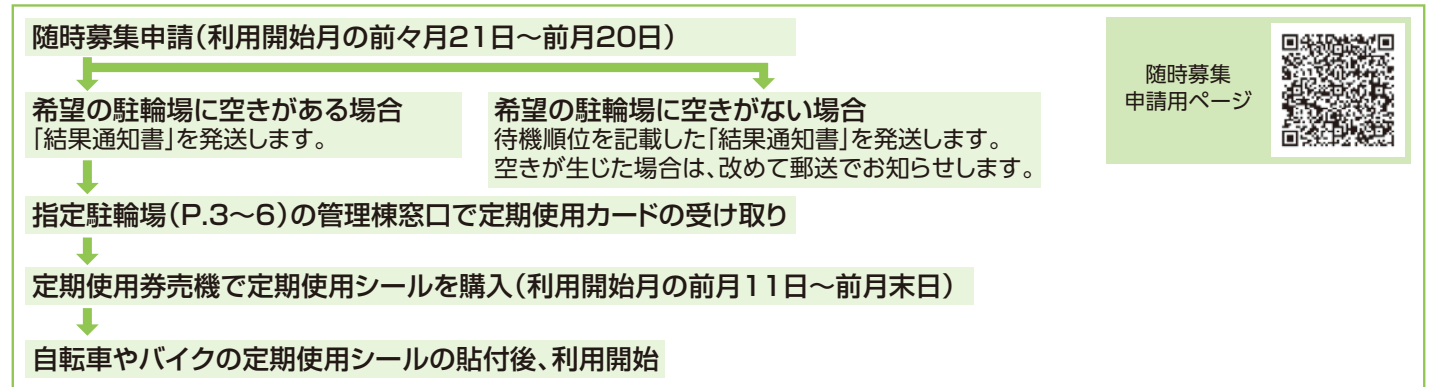
- ①使用許可の結果通知書を発送します。
- ②指定駐輪場(P.3 ★駐輪場コード・募集台数表 参照)の管理棟窓口で定期使用カードを受け取り、3月31日(木)までに定期使用券売機で定期使用シールを購入してください。

希望した駐輪場に空きがない場合

- ①待機順位が記載された結果通知書を発送します。
- ②後日空きが生じたことで待機順位が繰り上がった場合は、改めて使用許可の結果通知書を発送します。

※待機中に同一駅内の他の駐輪場に再度申請することは可能ですが、その場合、待機は取り消されます(後に申請した内容のみ有効となります)。

5月1日(日)利用開始分以降の申請スケジュール



5月1日(日)利用開始分以降の申請期間は3月21日(祝)から随時受け付けています

パンフレット・申請書の配布場所	指定駐輪場(P.3 ★駐輪場コード・募集台数表 参照)の管理棟
申し込み方法	①インターネット申請(詳細は上記QRコードから) (3月21日(祝)～12月20日(火)まで申請可能、12月21日(水)以降は下記②で申請可能)
	②指定駐輪場(P.3 ★駐輪場コード・募集台数表 参照)管理棟に申請書を提出 受付時間は7時から19時30分まで(年末年始を除く)

※月初めから使用開始を希望する場合は、利用開始月の前月20日までに申請してください。

【定期使用許可の期間／取り消し】

許可期間:令和4年4月1日(金)から令和5年3月31日(金)まで(1年間)
許可取消:利用する月の前月末までに使用料の納付が無い場合は、年度の利用許可が取り消されます。
学校の夏休み期間など、駐輪場を利用しない月でも使用料を納付する必要がありますので、ご注意ください。

【定期使用料に関する注意事項】

- ・指定駐輪場(P.3 ★駐輪場コード・募集台数表 参照)の管理棟窓口の定期使用券売機で定期使用シールを購入してください。
- ・1カ月、3カ月、6カ月の期間を選んで購入することができます。(まとめ買いによる割引はありません。)
- ・大学生及び専門学校生は、「一般」扱いで割引の対象ではありません。
- ・定期使用の原動機付自転車(50cc以下)・普通自動二輪車(50cc超125cc以下)には、高校生以下の割引はありません。

【定期使用料の免除申請】(生活保護世帯または障害者手帳を持っている人は、利用開始前月末までに免除申請を行うことで使用料の納付が免除されます。)

- 1.松戸市役所交通政策課窓口での手続き
①定期使用の申請をして使用許可が決定した後、結果通知書と生活保護証明書または障害者手帳の写しを松戸市役所交通政策課窓口(松戸市役所竹ヶ花別館:竹ヶ花136の2 クミアイ第2ビル2階)に持参し、免除申請書をその場で記入して、提出してください。
②免除申請から1週間程度で、改めて結果通知書を発送します。
③新しい結果通知書を持参の上、指定駐輪場の管理棟で定期使用カードを受け取り、利用する月の前月末までに定期使用券売機で定期使用シールを発券してください。
- 2.インターネットでの手続き(推奨) 詳細は右記QRコードからご確認ください。 ※申請後の流れは1.②・③と同様です。
- 3.郵送による手続き
※注意事項がございますので、必ず事前に交通政策課(047-366-7439)にご連絡ください。

定期使用料
免除
申請用ページ



☆駐輪場コード・募集台数表

※101 八柱駅南口第1(屋根あり)は令和4年度に改修工事予定です。利用制限や代替駐輪場への移動などご協力をお願いする予定です。
●皆様に安心して施設をご利用いただけるよう、老朽化した駐輪場の改修工事を順次実施しています。

駐輪場コード番号	駐輪場名	管理棟電話番号	指定駐輪場の管理棟(定期使用券売機設置)	構造	最寄駅から200メートル	屋根の有無	定期使用料(月額税込)			定期使用台数(台)		昨年(令和3年度)の申請倍率(倍)		一時使用台数(台)		
							自転車一般	自転車高校生以下	原付・普二	自転車	原付・普二	自転車	原付・普二	自転車	原付・普二	
011	松戸駅東口	360-0535	松戸駅東口	階層式	圏内	屋根あり	1,570	1,040		1,020		2.41		170		
012	松戸駅東口高架下	360-0650		階層式	圏外	屋根あり	1,250	830	1,880	300	146	1.28	0.95	30	19	
	松戸駅東口第2			機械式	圏内	屋根なし								23		
	松戸駅東口相模台			平置式	圏内	屋根なし								200		
013	松戸駅西口公園下(※3)	360-0502	松戸駅西口公園下	地下式	圏外	屋根あり	1,250	830		1,730		0.74		141		
014	松戸駅西口高架下(屋根あり)	360-0540		階層式	圏外	屋根あり	1,250	830	1,880	335	140	1.00	0.83		20	
015	松戸駅西口高架下(屋根なし)			平置式	圏外	屋根なし	830	520		75		1.57				
016	松戸駅西口第2			平置式	圏外	屋根なし	830	520		60		1.00				
017	松戸駅西口第4			平置式	圏外	屋根あり	1,250	830	1,880	35	25	1.97	1.12			
018	松戸駅西口第5			階層式	圏外	屋根なし	830	520		350		1.18				
	松戸駅西口第3	366-5380		平置式	圏内	屋根なし								250		
021	北松戸駅東口第1		北松戸駅東口第2	平置式	圏内	屋根あり	1,570	1,040	2,300	220	50	0.75	0.48	5	20	
022	北松戸駅東口第2	360-0665		平置式	圏内	屋根あり	1,570	1,040		150		1.06		150		
023	北松戸駅西口	363-3040	北松戸駅西口	階層式	圏外	屋根あり	1,250	830	1,880	1,245	60	0.41	0.35	100	19	
030	馬橋駅東口高架下(屋根あり)	331-5031	馬橋駅東口高架下(屋根あり)	平置式	圏外	屋根あり	1,250	830		146		0.65				
031	馬橋駅東口高架下(屋根なし)			平置式	圏外	屋根なし	830	520	1,460	454	115	0.26	0.32	98	25	
032	馬橋駅西口	343-1915	馬橋駅西口	平置式	圏内	屋根なし	1,040	730	1,780	400	31	3.45	1.24	70	5	
033	馬橋駅西口高架下	347-7740		平置式	圏外	屋根なし	830	520	1,460	1,120	20	0.74	0.20	20	5	
	馬橋駅西口第2			機械式	圏内	屋根なし									110	
041	新松戸駅東口第1	347-3064	新松戸駅西口第7	平置式	圏内	屋根なし	1,040	730	1,780	440	30	1.36	0.90	100	10	
042	新松戸駅西口第1			平置式	圏内	屋根なし	1,040	730	1,780	420	(※1)50	0.68	0.04	80	(※1)30	
043	新松戸駅西口第3			平置式	圏内	屋根なし	1,040	730		220		0.55				
044	新松戸駅西口第4			平置式	圏内	屋根なし	1,040	730		230		0.76				
045	新松戸駅西口第5			平置式	圏内	屋根なし	1,040	730		150		0.82				
047	新松戸駅西口高架下第1	347-3097		階層式	圏内	屋根あり	1,570	1,040		435		0.37			125	
048	新松戸駅西口高架下第2	347-3267		平置式	圏外	屋根なし	830	520	1,460	900	40	0.40	0.26	120	10	
049	新松戸駅西口高架下第3	347-3208		平置式	圏外	屋根なし	830	520	1,460	700	10	0.21	0.40	20	5	
	新松戸駅西口第2			平置式	圏内	屋根なし									100	
	新松戸駅西口第7	347-3023		平置式	圏内	屋根なし								44		
	新松戸駅西口第8	349-2557		平置式	圏内	屋根なし								200		
051	北小金駅南口第1(屋根あり)	309-0502	北小金駅南口第1(屋根あり)	階層式	圏内	屋根あり	1,570	1,040		880		1.03		117		
052	北小金駅南口第1(屋根なし)			階層式	圏内	屋根なし	1,040	730		329		0.23		218		
053	北小金駅南口第2			平置式	圏内	屋根なし			1,780		80		0.60		50	
055	北小金駅南口高架下			平置式	圏内	屋根あり	1,570	1,040		208		0.75				
056	北小金駅北口第1		北小金駅北口第2	平置式	圏内	屋根あり	1,570	1,040		348		1.01				
057	北小金駅北口第2	309-0501		平置式	圏内	屋根あり	1,570	1,040		430		0.70		190	13	
058	北小金駅北口高架下			平置式	圏内	屋根あり			2,300		64		0.49			
059	北小金駅北口参道第1			階層式	圏内	屋根あり	1,570	1,040		690		0.47		50		
101	八柱駅南口第1(屋根あり)※	391-8009	八柱駅南口第1(屋根あり)	階層式	圏内	屋根あり	1,570	1,040		740		1.18		135		
106	八柱駅南口第1(屋根なし)			平置式	圏内	屋根なし	1,040	730		45		1.22				
102	八柱駅南口第2		八柱駅北口第2	階層式	圏外	屋根なし	830	520		364		0.57				
103	八柱駅北口第1			平置式	圏内	屋根あり	1,570	1,040		116		1.56		8		
104	八柱駅北口第2	389-0039		平置式	圏内	屋根なし			1,780		106		0.57	46	11	
105	八柱駅北口第3			平置式	圏内	屋根なし	1,040	730	1,780	300	100	0.62	0.34	20	10	
	常盤平駅南口第1				機械式	圏内	屋根なし								174	16
114	常盤平駅北口第1	383-3250	常盤平駅北口第3	平置式	圏内	屋根あり	1,570	1,040	2,300	120	35	0.26	0.23			
115	常盤平駅北口第2			平置式	圏内	屋根あり	1,570	1,040	2,300	46	50	0.43	0.42	14	8	
116	常盤平駅北口第3	383-3253		階層式	圏内	屋根あり	1,570	1,040		760		0.74		200		
121	五香駅東口第2(屋根あり)	385-5530	五香駅東口第3	階層式	圏外	屋根あり	1,250	830	1,880	270	70	0.62	0.48		10	
122	五香駅東口第2(屋根なし)			階層式	圏外	屋根なし	830	520		150		0.11		40		
123	五香駅東口第3	389-1441		平置式	圏内	屋根あり	1,570	1,040		780		0.73		100		
124	五香駅東口第4			平置式	圏外	屋根なし	830	520		332		0.42		20		
125	五香駅西口第2	388-5803		平置式	圏内	屋根あり	1,570	1,040		390		0.84		92		
	五香駅西口第3			機械式	圏内	屋根なし								100		
131	松戸新田駅北口第1	369-1058	松戸新田駅北口第1	平置式	圏内	屋根なし	1,040	730	1,780	249	10	0.49	0.50	20	5	
141	総台駅南口第1	361-8320	総台駅南口第1	階層式	圏内	(※2)	1,570	1,040	1,780	475	27	0.32	0.26	100	15	
211	六実駅第1		六実駅第2(屋根あり)	平置式	圏内	屋根なし	1,040	730		828		0.32				
212	六実駅第2(屋根あり)	311-0595		階層式	圏内	屋根あり	1,570	1,040	2,300	370	48	0.59	0.31			
213	六実駅第2(屋根なし)			階層式	圏内	屋根なし	1,040	730		269		0.07		50	14	
311	矢切駅第1	367-4880	矢切駅第1	平置式	圏内	屋根なし	1,040	730		245		1.05		45		
312	矢切駅第2			平置式	圏内	屋根なし	1,040	730		180		0.44				
313	矢切駅第3			平置式	圏内	屋根なし	1,040	730	1,780	100	27	0.70	0.67		3	
	松飛台駅第1				機械式	圏内	屋根なし								70	

(※1)042 新松戸駅西口第1では普通自動二輪車の受け入れはできません。021 北松戸駅東口第1、058北小金駅北口高架下は普通自動二輪車の駐輪が可能になりました。
(※2)141 総台駅南口第1は、自転車は「屋根あり」、原付・普二は「屋根なし」です。
(※3)各駐輪場は原則として24時間オープンしていますが、松戸駅西口公園下のみ防犯上の観点から午前1時45分から午前4時15分は閉鎖しています。
●松戸駅西口宮内、松戸駅西口宮前、馬橋駅西口高架上、新松戸駅西口高架下第4、北小金駅南口第4、北小金駅北口第3、松飛台駅南口臨時、元山駅北口第1臨時は無料駐輪場です。

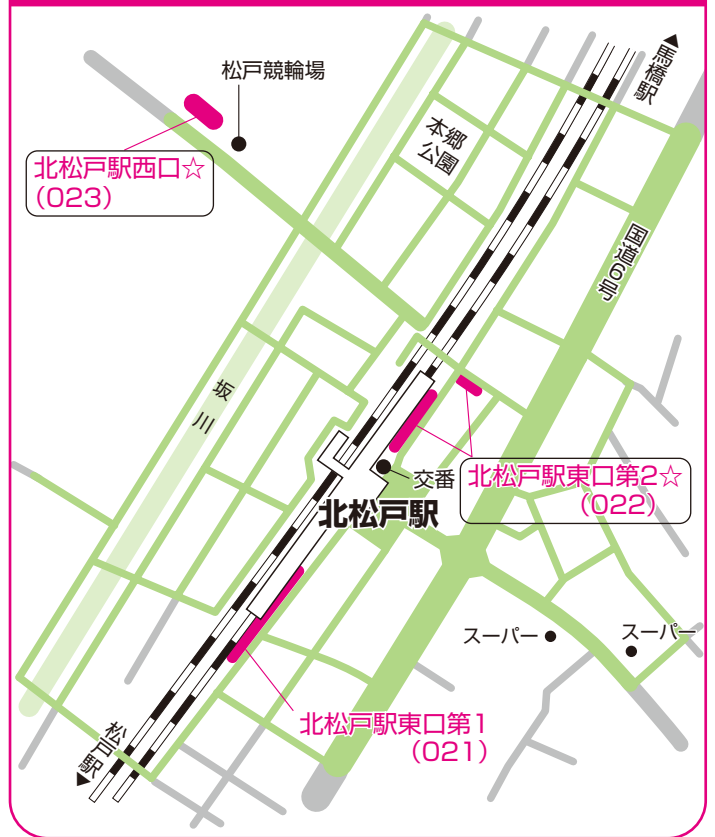
案内図

()内は駐輪場コード番号です。
 ☆指定駐輪場の管理棟
 ■放置禁止区域

松戸駅周辺 (JR常磐線)



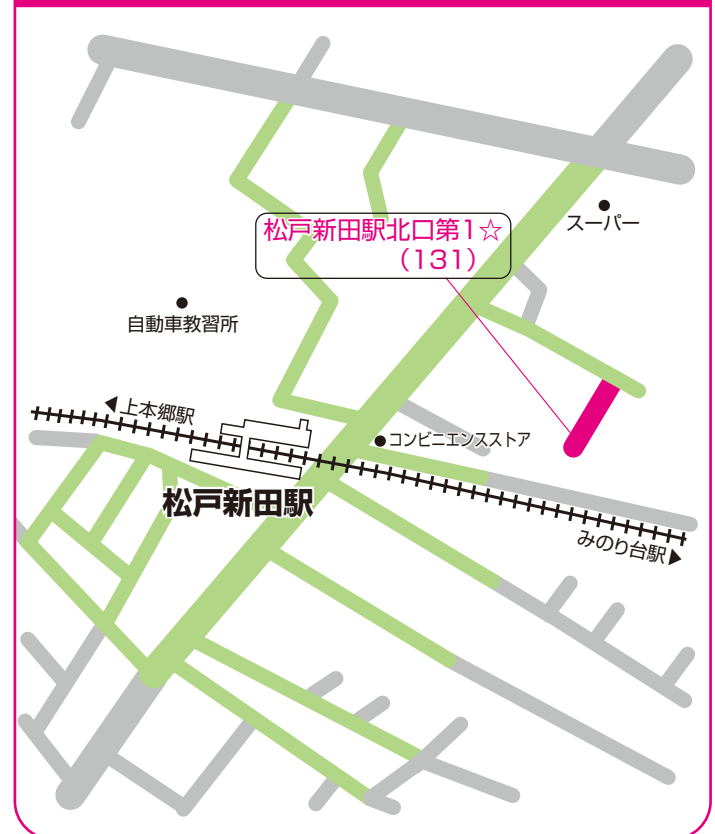
北松戸駅周辺 (JR常磐線)



矢切駅周辺 (北総線)



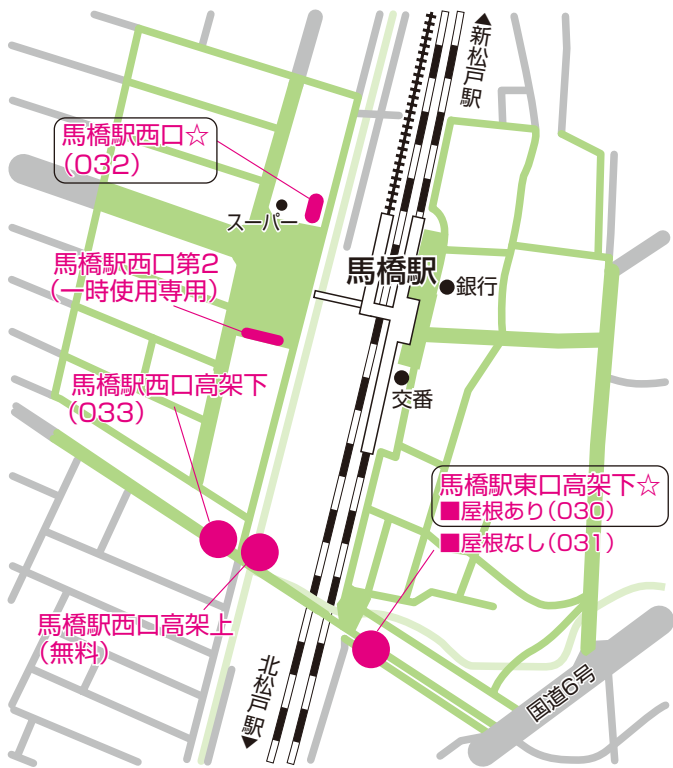
松戸新田駅周辺 (新京成線)



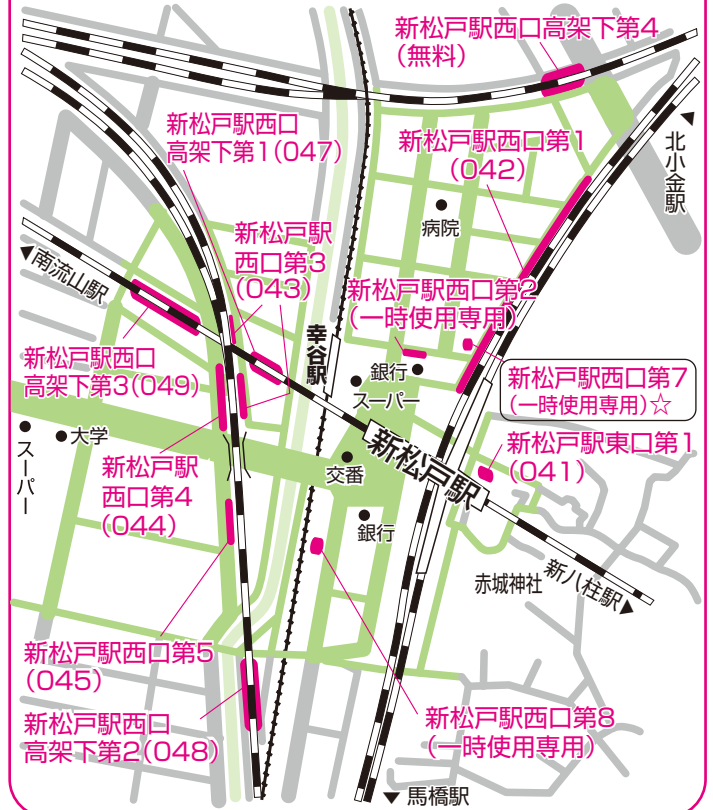
案内図

()内は駐輪場コード番号です。
 ☆指定駐輪場の管理棟
 ■放置禁止区域

馬橋駅周辺 (JR常磐線)



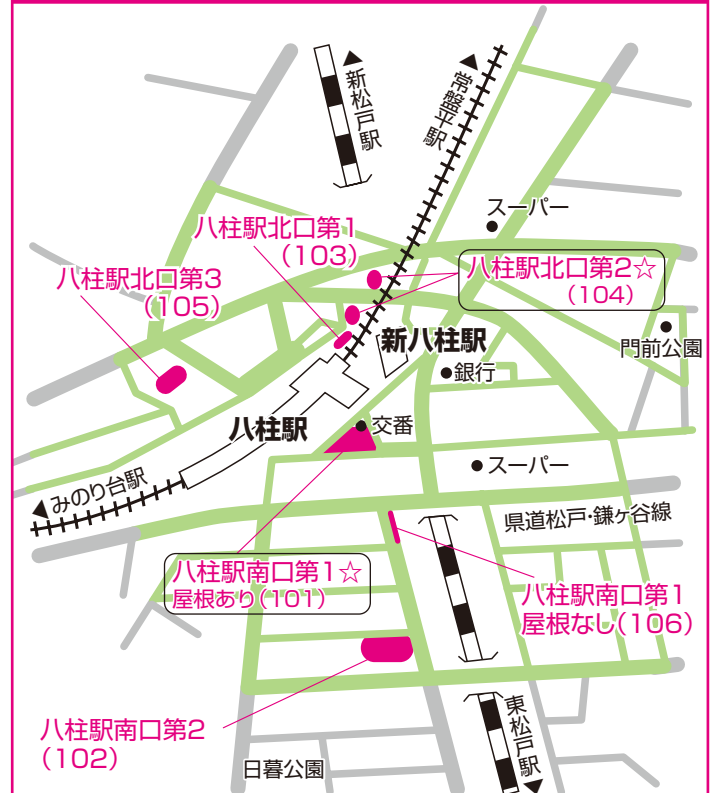
新松戸駅周辺 (JR常磐線)



みのり台駅周辺 (新京成線)



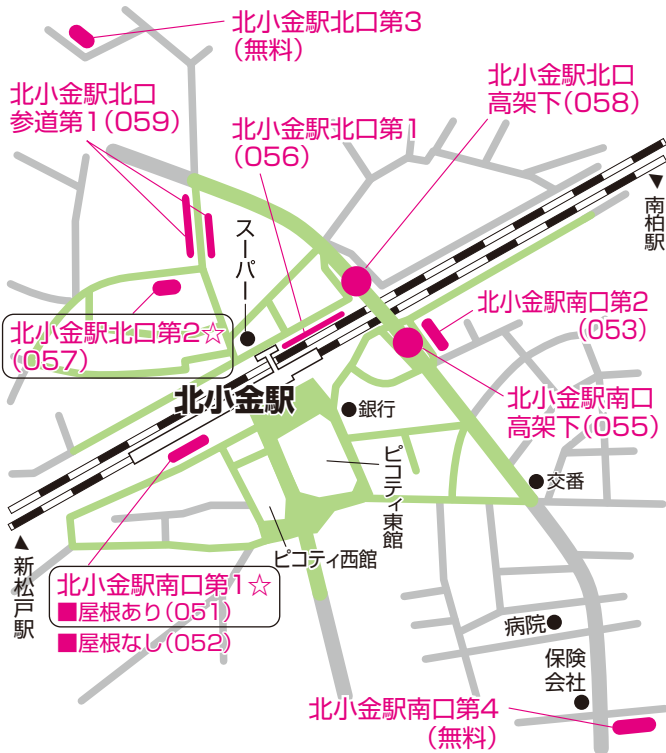
八柱駅周辺 (新京成線)



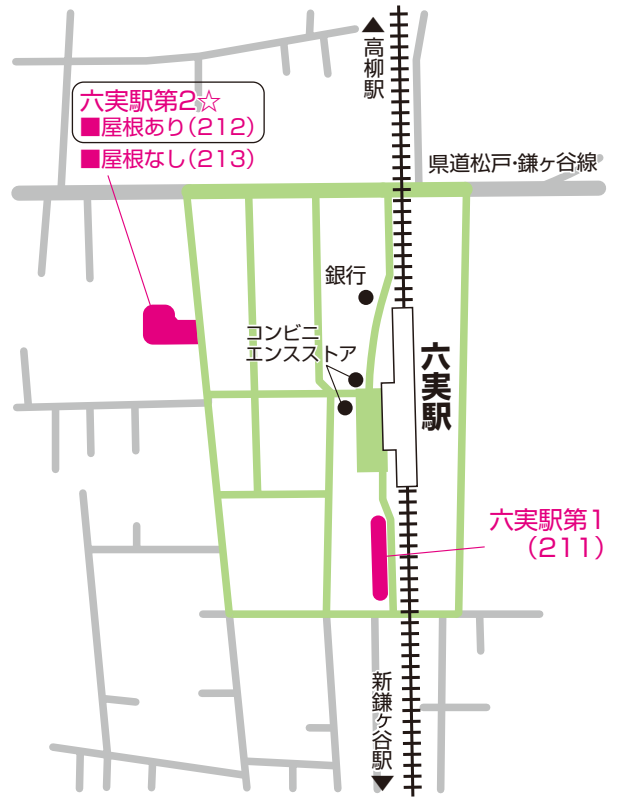
案内図

()内は駐輪場コード番号です。
 ☆指定駐輪場の管理棟
 ■放置禁止区域

北小金駅周辺 (JR常磐線)



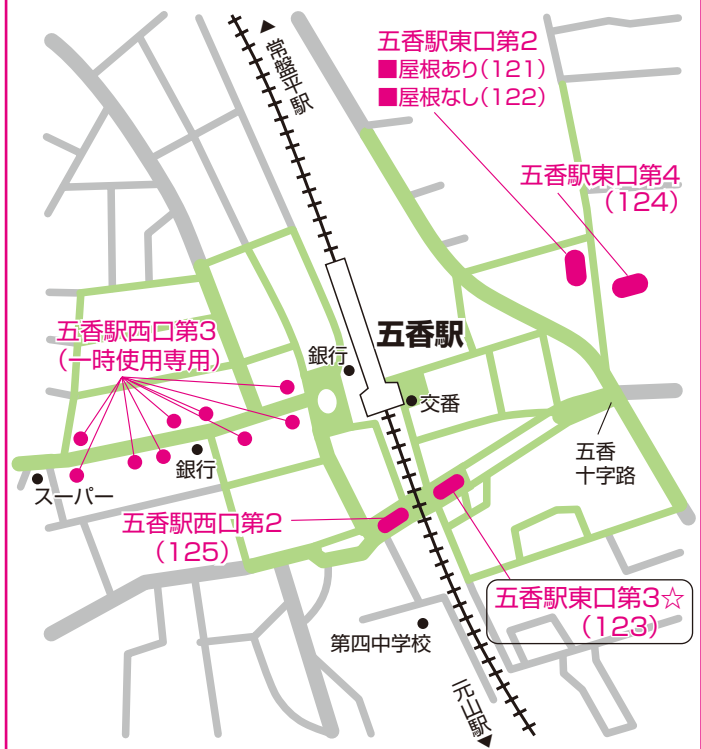
六実駅周辺 (東武アーバンパークライン)



常盤平駅周辺 (新京成線)



五香駅周辺 (新京成線)



☆申請する際の注意事項

申請できる人

- 防犯登録を受けた自転車を所有している●総排気量50cc以下の原動機付自転車を所有している
- 総排気量50cc超125cc以下の普通自動二輪車を所有している
- ※水色ナンバーのバイク(ミニカー)は、市営駐輪場では利用できません。※1人1駅につき1申請できます。
- ※市外在住の人も申請できます。

1.申請前

- 自転車の防犯登録を受けていない、または、有効期限が切れている場合は、自転車防犯登録取扱店(自転車販売店など)で防犯登録を受けた後、申請してください。「取得見込」等の記載は無効となります。バイクも同様にナンバープレートの交付等を受けた後、申請してください。
- 防犯登録番号またはナンバーは異なるものの、同一人物による同一駅での複数(重複)申請があった場合は、無効となります。真の申請(登録名義と申請者氏名は一致しているが、駐輪場利用希望者は異なる)であっても、無効となる場合があります。事前に交通政策課(047-366-7439)にご相談ください。
- 1台の防犯登録番号またはナンバーでの複数人の申請(親族、友人等)は無効となります。1台につき1名様に特定して申請してください。
- 三輪自転車・チャイルドシート付き大型自転車等、タイヤが太いまたは細いことなどにより市営駐輪場の駐輪ラックの規格(型式)に適合しない場合は、利用が制限されることがあります。事前にご希望の駐輪場を現地でお確かめください。
- 駐車位置の希望は、原則として受け付けておりません。

2.申請時

(1)当初募集・随時募集共通

- 防犯登録番号・駐輪場コードの記入漏れ、使用区分の記入誤り、住所不完全の申請等が多く見受けられます。ご注意ください。
- 申請後の駐輪場コード、区分変更はできません。
- 小・中学生は、令和4年度の通学校を考慮し、申請してください。
- 令和4年3月卒業見込みの高校3年生は、使用開始時(4月)を考慮し、「一般」で申請してください。
- 使用車種について、該当の車種を○で囲み、自転車の防犯登録番号・原動機付自転車(50cc以下)または普通自動二輪車(50cc超125cc以下)のナンバーを記入してください。
- 申請内容などについて自転車駐車場の管理委託業者または交通政策課(047-366-7439)より問い合わせをする場合があります。電話番号等は日中連絡が取れる連絡先や留守番電話になる番号を記入してください。問い合わせに対しての反応がなく、結果的に申請者に不利益が生じた場合でも市は一切責任を負いません。

(2)当初募集

- 同一人物や同一防犯登録番号による同一駅内での複数の申請は、当初募集期間(令和3年12月21日(火)から令和4年2月9日(水))は不許可となります。
- 当初募集の申請では、ご希望の駐輪場を2つまで選択(第2希望の駐輪場コードおよび使用車種欄は任意)できます。(この場合は同一駅内の申請は可能です)
- 第2希望も同一の車種を使用する場合は、第2希望の車種、および防犯登録番号またはナンバーを記入する必要はありません。
- 第1・第2希望の選択の際は、待機者となった場合を考慮の上、申請してください。

(3)随時募集

- 同一人物による同一駅内での複数の申請は、随時募集期間(令和4年3月15日(火)以降)の場合は重複申請となり、前に申請した登録は取り消されます(後に申請した内容が有効となります)。希望された駐輪場を待機している状態で同一駅内の別の駐輪場を定期利用することはできません。
- 駐輪場の空き状況をご確認の上、希望する駐輪場コードを第1希望の欄に記入してください。第2希望が記載されていても、第1希望で受付処理を行います。
- 駐輪場の空き状況は、定期使用券売機を設置している指定駐輪場、市ホームページまたは交通政策課(047-366-7439)までお問い合わせください。

記入例 (申請書見本)

令和4年度用		左記QRコードから申請した場合、本申請書の提出は不要です。		管理番号
(宛先) 松戸市長 松戸市自転車駐車場定期使用申請書				
自転車駐車場の定期使用の許可を受けたいので申請します。 令和 年 月 日				
申請番号	2 7 1 - 0 0 4 4 0 8 0 - 0 0 0 0 - 0 0 0 0			
住所	松戸市 西馬橋 1丁目 1番地 1階			
マンション名	マッドマンション			
氏名	マツド タロウ	身体障害者手帳の有無	1. 有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	
氏名	松戸 太郎	年齢	30才	
使用区分	<input checked="" type="radio"/> 一般 2. 高校生以下		使用方法 <input type="radio"/> 自宅 → 駐輪場 2. 駐輪場 → 通勤・通学先	
第1希望 駐輪場コード	0 0 0			
使用車種	<input checked="" type="radio"/> 自転車	防犯登録番号	千葉県警 A 0 1 0 1 0 1	
	2. 原付 50cc以下	ナンバー		
	3. 普通自動二輪車 50cc超125cc以下	ナンバー		
第2希望 駐輪場コード	(当初募集時のみ) 0 0 0			
使用車種	<input checked="" type="radio"/> 自転車	防犯登録番号	松戸市 あ 1 1 1 1	
	2. 原付 50cc以下	ナンバー		
	3. 普通自動二輪車 50cc超125cc以下	ナンバー		

☆駐輪場を利用する際の注意事項

定期使用

- 定期使用シールを自転車・原動機付自転車(50cc以下)・普通自動二輪車(50cc超125cc以下)の見やすい箇所に貼り、許可を受けた駐輪場の指定された駐車位置に止めてください。
※駐車位置が許可を受けた場所と異なる場合、警告のうえ、移動することがあります。あらかじめご了承ください。
- 松戸市自転車駐車場条例および同施行規則に反する行為をした場合は、年度の定期使用許可を取り消します。

一時使用

一部の駐輪場では「一時使用コーナー」を設けています(P.3～6)。定期使用の待機中や、買い物などの外出の際にご利用ください。料金は管理棟でお支払いください。(機械式以外)

一時使用取り扱い時間

有人管理 年末年始を除き、毎日7時～19時30分です。なお、事前に回数券を購入した場合は、時間外でも利用できます。

無人管理(機械式) 毎日24時間 ※回数券は使用できません。利用時間に応じた後払い方式です。

一時使用の使用料

管 理	区 分	料 金	回数券
有 人	自転車	1回100円※	100円券11枚つづり 1,000円
	原動機付自転車(50cc以下)・普通自動二輪車(50cc超125cc以下)	1回150円※	150円券11枚つづり 1,500円
無 人 (機械式)	自転車	駐輪後2時間無料、24時間ごとに100円	使用不可
	原動機付自転車(50cc以下)・普通自動二輪車(50cc超125cc以下)	駐輪後2時間無料、24時間ごとに150円	使用不可

- 延長して駐輪する場合は、必ず駐輪場の管理棟にご連絡ください。連絡がない場合は保管所へ移送します。
 - 管理人が1台でも多く利用できるように整理を行っていますが、満車の場合は、ご利用できませんので、お近くの民間駐輪場をご利用ください。
 - 回数券を購入した場合でも、優先的に駐輪できるものではありませんので、ご了承ください。また、回数券の払い戻しはできません。
- ※有人駐輪場の一時使用では午前9時を基準として、前日または管理時間外に駐輪し当該時刻を過ぎた場合、さらに1回分の料金を徴収します。

禁止行為 (守れない場合、ご利用をお断りする事があります)

- 1.他の自転車の駐輪を妨げること。
- 2.駐輪場の施設その他の物件または駐輪中の自転車を汚損し、または破損するおそれのある行為をすること。
- 3.発火、引火、もしくは爆発のおそれのある物品または悪臭を発する物品を持ち込むこと。
- 4.みだりに騒音を発すること。
- 5.物品の販売等の営業行為をすること。
- 6.駐輪場内での乗車走行、危険な行為をすること。
- 7.その他、駐輪場の管理に支障を及ぼす行為をすること。

- 駐輪場は自転車等の駐車場所を提供するもので、自転車等をお預かりするものではありません。従って駐輪場内における盗難、損傷、その他事故による損害について市は一切責任を負うことができません。盗難防止のため、複数の施錠(ツーロック)をするようお願いいたします。

☆指定駐輪場管理棟窓口で可能な手続

以下の場合は、速やかに指定駐輪場(P.3 駐輪場コード・募集台数表 参照)管理棟窓口で手続きをしてください。

手続き	内 容	必要書類
変更届の提出	自転車の防犯登録番号・原動機付自転車(50cc以下)または普通自動二輪車(50cc超125cc以下)のナンバーなど申請書の内容が変更になった場合 (例)利用する車両を変更するときなど	・定期使用変更届(※) ・定期使用カード・定期使用シール・新旧の自転車の防犯登録番号(または原付などのナンバー)のメモ
再発行の申請	定期使用カードまたは定期使用シールを紛失・滅失した場合 ※再発行は無料です。	・定期使用券等再交付申請書(※) ・定期使用カードまたは定期使用シール(いずれか所持しているもの)
月割還付の申請	駐輪場を使用しなくなった場合 (例)転居など→申請(月割還付)月の翌月以降が還付対象となります。 ※日割りでの還付は行っていませんので、ご了承ください。 ※還付の申請は、月末が締め切りです(期日厳守)。	・定期使用料還付申請書(※) ・口座振込依頼書・口座名義人の印鑑(シャチハタ不可)・定期使用カード・定期使用シール

※必要書類は、市ホームページ、指定駐輪場の管理棟で用意しています。

放置ゼロ
キレイな街で おもてなし

お問い合わせ先 / 松戸市 街づくり部 交通政策課
松戸市役所竹ヶ花別館(松戸市竹ヶ花136の2 クミアイ第2ビル2階)
Tel.047-366-7439
松戸市ホームページ <https://www.city.matsudo.chiba.jp>